



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q1 現在64歳です。60歳定年後再雇用で働いていますが、生活のために少なくとも70歳まで働きたいと思っています。65歳以降の年金やその他の制度を教えてください。

A1 このごろ株価が上がっていますから年金の原資が少し持ち直したかも知れません。社労士なのに今まで年金のお話をしなかったのは年金について様々な矛盾を感じていたからです。それと年金制度は複雑で・・・

しかし、現在の制度は現実にある訳ですし、お知らせしないといけないと思いましたのでこれからは積極的にご紹介するように致しますね！

※年金制度は例外が多いので『原則』しか書けません、ご理解下さい。

※今回は、働いている方に身近な老齢厚生年金のみのお話となります。

そもそも年金の支給開始は65歳です。60歳から一部でももらうことができるのは、男性昭和36年4月1日・女性昭和41年4月1日以前生まれの方です。これは本来65歳から支給される年金ですが特別に60歳から支給しますよという制度で、「特別支給の老齢厚生年金」という制度から受給しています。この期間の年金は基本「もらい得」なので遠慮なく頂いて下さい。ただ、在職中(正確には厚生年金に加入中)であって60歳以降もお給料が高い方(賞与含む総報酬が28万円以上)には支給額が調整され、収入の高い方は年金の一部または全部が支給停止されます。

ご質問の方のご相談にもどりましょう。この方が男性であれば60歳から報酬比例部分(老齢厚生年金)を受給し、65歳から定額部分にあたる老齢基礎年金も受給できます。女性では60歳から報酬比例部分を63歳から定額部分ももらえます。

※特別支給の年金支給開始には男女差別があり、女性の方が有利ですのであしからず～。

年金とは別に60歳～65歳までの間、雇用保険から「高年齢雇用継続基本給付金」がもらえます。受給要件は次の①～③をすべて満たした方です。

- ①被保険者であった期間が通算して5年以上
- ②60歳到達後も継続して雇用されて
- ③60歳以後の賃金が60歳時点の賃金と比べて75%未満である場合

この給付金は非課税なのが魅力です。厚生年金加入中にこの給付をもらおうと、支給される年金がさらに減額されますが、原則として年金だけより基本給付金ももらった方が手取り額が増えます。

60歳以降は働く時間を短くしたり、日数を減らしたりして働きたいと言う方もいますね。すると厚生年金に加入せずに働くこととなりますが、年金が調整されず満額もらえます。パートでも週20時間以上にすると、高年齢雇用継続基本給付金も受給できる場合もあります。

しかし、フルタイムで働いた方が給料も多いですし、将来受給できる年金も確実に増えるのでお勧めです。(厚生年金はフルタイムで働いていれば70歳まで加入する制度で加入した期間の分増額します)

65歳になると高年齢継続給付は終了です。その代わりという訳ではありませんが、65歳になると従前と変わらず働いていても、本来の年金が支給される年齢となり、老齢基礎年金が支給開始、支給額も増額改定されます。さらに、給与との調整の上限額も47万円に拡大されますので、かえって働きやすいことになるかもしれません。

さて、平均寿命もドンドン延び元気な高齢者が多くなりました。70歳とは言わず生涯現役で働かなくてはならない時代になるのではないかと思います。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980